

# 風の輪

第6号

社会福祉法人 水仙福祉会

〒533 大阪市東淀川区小松1丁目13-20

☎06-328-4019 Fax06-325-9710

題字 岡村 重夫



プールあそび。風の子保育園で

元々日本の社会福祉制度は、英國の「ゆりかごから墓場まで」という福祉国家をモデルに進展してきました。しかし、すべての福祉サービスを国家的規模で行うことにより、行政規模がふくらんで官僚福祉化し、住民個々の自由や積極的な住民参加が認められないこと、高福祉が高負担を生み出してきたことなどの問題点が、一九七〇年頃から

指摘されはじめました。七十年代後半には社会経済が低成長期に入るに従って、その論議がいっそう盛んになりました。

## 七十年代 制度見直しの議論高まる

りました。そして、第二次臨時行政調査会の第五次答申に

より社会保障制度を含む行財政改革が提言されて以降、社会保障や社会福祉制度の見直しが出発したと言えます。

## 八十年代 国の負担削減などの制度改正

まず八二年に老人保健法が制定され老人医療費の定額一部負担の導入、八四年には健康保険制度の改正によって被保険者本人の一割自己負担が定められました。年金制度では、九四年に老齢年金六十歳支給から、段階的に六五歳に引き上げられ、その間の年金を部分支給とする制度改正がなされました。

社会福祉分野では、八六年に措置費の国庫負担率が従来の十分の八から、十分の五に削減されています。福祉関係予算の削減だけでなく、行政の権限も国から地方へと移譲

## 保護者が保育園を選ぶ時代

今年の六月に児童福祉法が改正されました。この改正

でも甘んじられるのではない

かと私は考えますが、少子化と高齢化社会を迎えるにあたって、高負担を避けていく

こうとする日本型社会福祉の新たな構築について、これからも大いに論議される必要があるように思います。

(水仙福祉会常務理事)

戦後構築された我国の社会福祉体制が、一九八〇年代に入つて軌道修正の方向に転じ、いまその構造的変革がいよいよ明らかになつてきました。それは社会福祉施設にとって運営の基盤を支えてきた措置制度（行政当局が施設入所者を決定する制度）が崩れてくる時代がきたことです。このような福祉変革とその背景、今後の展望などを述べます。

展望

# 社会福祉の変革時代にはいつて

松 村 寛

する権限をもつっていたのが、保護者が保育所を選択するシステムに変わったということが、第一は、保護者の所得に応じて負担できない分を国や市町村が負担する仕組みだった保育料を、児童の年齢に応じて定めた均一保育料になったことです。来年四月より実施が具体化されるので、その詳細が注目されています。

## 日本型福祉の新たな構築を

まだまだ多方面にわたって改革がすすめられて行くことでしょう。その改革の中味が、社会福祉施設の運営にどのような影響を及ぼしていくのか。福祉の対象となる人達にとって、どのような不利益を生じるのか、また生じないのかに着目しなければならないと思います。